三　環境省組織令の一部改正関係（第四条関係）
自然環境局の所掌事務及び自然環境局野生生物課の所掌事務のうち、「野生鳥獣の保護」を「野生鳥獣の保護及び管理」とすることとした。
四　関係政令の整備（第三条関係）
その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。
五　施行期日
この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年五月二九日）から施行することとした。

◇**特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第四一一号）（経済産業省）

1　指定特定物質及び特定用途に関する暫定措置の期限を平成三三年一二月三一日まで延長することとした。（附則第三項関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第四一二号）（内閣府本府）

1　子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第六六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四年法律第六七号）の施行に伴い、関係政令の規定の整備をすることとした。（第一条～第三五条関係）
2　この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとした。

◇**北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第四一三号）（内閣府本府、厚生労働省）

1　国民年金法による老齢基礎年金等の支給要件等の特例等
㈠　六五歳到達日以後に、保険料納付済期間の特例の適用により保険料納付済期間とみなされた期間を有したこと等により、国民年金法（昭和三四年法律第一四一号）による老齢基礎年金若しくは同法附則第九条の三の規定による老齢年金若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第三四号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金若しくは旧国民年金法附則第九条の三の規定による老齢年金（以下「老齢基礎年金等」という。）の受給資格期間を満たした場合は、支給要件に該当するものとみなして、老齢基礎年金等を支給することとした。（第九条～第一四条関係）
㈡　旧国民年金法による通算老齢年金、旧国民年金法第七九条の二の規定による老齢年金及び旧国民年金法附則第九条の三の規定による老齢年金の受給権は、㈠により旧国民年金法による老齢年金の受給権を取得したことにより、消滅するものとした。（第一五条関係）
㈢　既に老齢基礎年金等の受給権者である帰国した被害者が、保険料納付済期間の特例の適用により保険料納付済期間とみなされた期間を有するに至ったときは、居住日の属する月の翌月から年金の額を改定することとした。（第一六条関係）
㈣　既に老齢基礎年金の受給権者である帰国し、又は入国した被害者の子及び孫が、保険料免除期間の特例の適用により保険料免除期間とみなされた期間を有するに至ったときは、免除対象居住日から起算して一年を経過した日の属する月の翌月から年金の額の改定等をすることとした。（第一七条関係）

2　事務処理の特例等
㈠　1の㈠により支給される老齢基礎年金等に係る事務については、国民年金法施行令（昭和三四年政令第一八四号）第一条の二の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行うものとした。（第一八条関係）
㈡　1の㈠による老齢基礎年金等の支給等の事務は、日本年金機構に行わせることとした。（第一九条及び第二〇条関係）

3　法第一一条の二第一項の政令で定める給付
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第一一条の二第一項の政令で定める給付を定めることとした。（第二一条関係）

4　特別給付金の額の計算方法
法第一一条の二第一項の特別給付金の額の計算方法を定めることとした。（第二二条関係）

5　特別給付金の支給の請求
特別給付金の支給を受けようとする被害者は、内閣総理大臣に特別給付金の支給を請求しなければならないものとした。（第二三条関係）

6　追納支援一時金を支給する場合
追納支援一時金は、被害者の子が、保険料免除期間の特例の適用により保険料免除期間とみなされた期間の全部につき保険料の追納を申し出た場合に支給することとした。（第二四条関係）

7　追納支援一時金の額
追納支援一時金の額は、被害者の子に係る特例追納の保険料の額に当該被害者の子に係る国民年金免除対象期間の月数を乗じて得た額とすることとした。（第二五条関係）

8　追納支援一時金の支給の請求
追納支援一時金の支給を受けようとする被害者の子は、内閣総理大臣に追納支援一時金の支給を請求しなければならないこととした。（第二六条関係）

9　追納支援一時金の支給の方法
国は、追納支援一時金の支給に当たっては、保険料免除期間の特例の適用により保険料免除期間とみなされた期間の全部に係る保険料に相当する額を当該追納支援一時金から控除し、当該被害者の子に代わって当該保険料を納付するものとした。（第二七条関係）

10　省令への委任
国民年金の特例の実施、特別給付金の支給及び追納支援一時金の支給のため必要な手続その他の事項を内閣府令又は厚生労働省令で定めることができるものとした。（第二八条関係）

11　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。

12　施行期日
この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇**国民年金法施行令の一部を改正する政令**（政令第四一四号）（厚生労働省）

1　平成二七年度における国民年金法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料の納付に関する加算率を改定することとした。（本則関係）
2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令**（政令第四一五号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジイソシアナートについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法第八条第九項に基づき、次により、暫定的な不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。
㈠　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定める。（第一条関係）
㈡　暫定的な不当廉売関税の税率を定める。（第二条関係）
㈢　トルエンジイソシアナートを輸入しようとする者等の提出書類を定める。（第三条関係）
㈣　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第四条関係）
2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。